

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2023年 7月31日 No.17

豊田運輸区組合員への人間破壊の強制転勤の取り消しを求めた八地申第9号第3回交渉(7.28)【その2】

③発令の延伸で、診断書をどのように判断したのか回答せず!

組合の主な主張

会社の主な主張

診断書にどのような状況で症状が出ていると書いてあるのか。	過去に身体症状を呈した職場環境への異動の話が出た事で、当時の症状を再燃認めており、通院を開始している。
診断書ではどのような配慮を求められているのか。	発症から当院受診までの期間は病欠扱いへの変更。過去に同様の症状をきたした職場環境である駅構内への業務への異動を避けるという配慮を要すると書かれている。
診断書に対して、会社の認識はどうか。	発令日について就労できないことは認識している。
診断書に基づいてそういった判断をしたのか。	人事なので回答は差し控える。今回のケースに関して言えば、当該日に働けないという事を判断して、延伸という判断をしている。
ストップをかける認識は会社としてはあるのか。	異動がなくなる可能性については、今のタイミングでは何も答えられない。当該組合員が今後どのような状況になるのか分からないので、答えられない。

④駅への就労の支障はないと診断書に反した回答の認識は「ここで述べるべきではない」

本人が駅では働けないと主張しているが、受け止めはいかがか。	駅ではいじめられていたことがフラッシュバックされると話をしている。そういったことがあったということは把握している。今後、駅に移動するにあたって支障があるということは認識していない。社員の情報は人事、主管で把握している。駅だからダメだという事情は認識していない。
駅時代の症状は聞いたのか。過呼吸、パニックを起こすとか。	一時的にはあったと聞いている。いろんな要因があるが駅で働くにあたって支障はない。自己申告書にそのような記録もない。
保健師や産業医など相談記録はあるのか。	産業医に対して相談しているということは把握している。
その上で、今後は駅でも働けるという認識なのか。	駅就労に対して、何か支障がある事情はないと認識している。
診断書には、駅構内への異動は避けると書かれている。	それに対してはここで述べるべきではない。

⑤就労不可能な駅への懲憑が原因で心身異常が発生したことを認めない!

5月13日の段階において、駅と言われた時点でフラッシュバックしている。この状態を取り除くことが就労可能な状態に持っていく鍵になる。	まずは状況を知りたい。まずは把握したい。
状況を把握できないほど会社に対して心を閉ざしている。	本人の状況は分からない。答えられない。
就労不可能な駅への異動懲憑が問題だったと立ち返るべきだ。	仮定の話はできないので本人の心を推し量ることはできない。本人が就労可能になったときに、諸事情を鑑みて判断することになる。
5月13日、6月3日の段階で当該組合員が精神的に厳しい状態におかれていると考え、それらのことを検討し、一旦異動の話無くすということが、健康で働けるという安全配慮ではないか。	仮定なので、それが最善かどうかは仮定の上でしか成り立たない。
就労不可能な駅への懲憑が原因で心身状態に異常が発生したという認識はないのか。	何故病気が発症したのかというのは判断できない。医者じゃないので、解らない。
医者がこれが原因だと言っていることは分かっているか。	診断書にそう書かれている。しかし、それが原因だと思いますかと言われると、私は判断できない。

医師の診断内容さえ認めないのか!!
この経営姿勢は、全組合員・社員に影響する問題だ!

申9号交渉は中断
継続議論へ